

ほくでん光テレビ 伝送サービス契約約款

北海道電力株式会社

第1章 総則

第1条（約款の適用）

1. 北海道電力株式会社（以下「当社」といいます。）は、このほくでん光テレビ 伝送サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます。）からフレッツ・テレビ伝送サービスの卸提供を受け、FTTH アクセス回線（以下「ほくでん光 ハイスピードプラン または ほくでん光 スタンダードプラン」といいます。）を利用した映像を伝送するサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供いたします。ただし、別段の合意がある場合は、その合意にもとづく料金その他の提供条件によります。
2. ほくでん光テレビは、本サービスおよびスカパーJSAT 株式会社（以下「スカパーJSAT」といいます。）が定める「テレビ視聴サービス契約約款」にもとづき提供される「テレビ視聴サービス」からなり、ほくでん光テレビの利用にあたっては、当社から本サービスの提供を受けるための契約（以下「本契約」といいます。）に加え、スカパーJSAT からテレビ視聴サービスの提供を受けるための契約（以下「テレビ視聴サービス契約」といいます。）を締結していただきます。
3. 本サービスについて、この約款に定めのない事項は、この約款に別途定める場合を除き、当社が別途定める「ほくでん光 ハイスピードプラン・ほくでん光 スタンダードプラン契約約款」（以下「ほくでん光約款」といいます。）が適用または準用され、この約款とほくでん光約款とが抵触する場合は、本サービスに関する限り、この約款が優先して適用されます。

第2条（約款の変更）

1. 当社は、民法第548条の4の規定により、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
2. 当社は、前項の変更を行なう場合は、この約款を変更する旨および変更後の約款の内容ならびに効力発生時期を、当社と本契約を締結する者（以下「契約者」といいます。）に対し、インターネット上の当社所定のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で周知いたします。
3. 契約者は、前項の周知をした場合は、当該周知を電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）にもとづく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。
4. 当社は、業務上必要な場合は、この約款の特約を定めることがあります。この場合、契約者は、この約款とともに特約も遵守していただきます。

第3条（用語の定義）

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用いたします。

用語	用語の意味
(1) 電気通信設備	電気通信を行なうための機械、器具、線路その他の電氣的設備

(2)電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
(3)IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行なうための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの附属設備をいいます。）
(4)映像通信網	通常70MHzから770MHzまでおよび1032MHzから2072MHzまでの周波数帯域の映像ならびに映像に付随する音響の伝送に供することを目的として設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの附属設備をいいます。）
(5)IP通信網サービス	IP通信網を使用して行なう電気通信サービス
(6)映像通信網サービス	映像通信網を使用して行なう電気通信サービス
(7)登録一般放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第126条により登録を受けた登録一般放送事業者であって、映像通信網サービスを利用して一般放送を行なう事業者
(8)テレビ伝送サービス	映像通信網サービスであって、NTT東日本が別に契約する登録一般放送事業者との映像通信網サービスに関する契約にもとづき提供する映像通信網サービスの第1種契約者回線（以下「第1種契約者回線」といいます。）からの着信のために提供するもの
(9)光コラボレーション事業者	NTT東日本から提供を受ける「卸電気通信役務」を利用した光電気通信網を用いたFTTHアクセス回線サービスを提供する事業者
(10)IP通信網サービス契約	NTT東日本または他の光コラボレーション事業者からIP通信網サービスの提供を受けるための契約
(11)テレビ伝送サービス契約	NTT東日本または他の光コラボレーション事業者からテレビ伝送サービスの提供を受けるための契約
(12)ほくでん光契約	ほくでん光約款にもとづき契約者との間に成立する、ほくでん光 ハイスピードプラン または ほくでん光 スタンダードプランの提供を受けるための契約
(13)サービス転用	NTT東日本とIP通信網サービス契約およびテレビ伝送サービス契約を締結した個人（以下「サービス転用資格保有者」といいます。）が、IP通信網サービス契約およびテレビ伝送サービス契約をほくでん光契約および本サービスに切り替えること
(14)転用承諾番号	サービス転用資格保有者が、テレビ伝送サービス転用を目的として、ほくでん光約款にもとづく転用のために、ほくでん光契約の申込みと合わせて、本契約の申込みをするにあたり、事前にNTT東日本から取得すべき所定の番号

(15) 事業者変更	① 他の光コラボレーション事業者とIP通信網サービス契約およびテレビ伝送サービス契約を締結した個人（以下「事業者変更資格保有者」といいます。）が、IP通信網サービス契約およびテレビ伝送サービス契約をほくでん光契約および本契約に切り替えること（以下「事業者変更（転入）」といいます。） ② 契約者が、ほくでん光契約および本契約をNTT東日本または他の光コラボレーション事業者のIP通信網サービス契約およびテレビ伝送サービス契約に切り替えること（以下併せて「事業者変更（転出）」といいます。）
(16) 事業者変更承諾番号	① 事業者変更資格保有者が事業者変更（転入）を目的として、ほくでん光約款にもとづく事業者変更（転入）のために、ほくでん光契約の申込みと合わせて、本契約の申込みをするにあたり、事前に他の光コラボレーション事業者から取得すべき所定の番号 ② 契約者が事業者変更（転出）を目的として、NTT東日本または他の光コラボレーション事業者のIP通信網サービスおよびテレビ伝送サービスの利用契約の申込みをするにあたり、事前に当社から取得すべき所定の番号
(17) 利用回線	ほくでん光契約にもとづいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線であって、テレビ伝送サービスに係るもの
(18) 相互接続点	NTT東日本とそれ以外の電気通信事業者との間の相互接続協定にもとづく接続に係る電気通信設備の接続点
(19) 利用回線等	① 利用回線 ② 相互接続点
(20) 端末設備	契約者回線の電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
(21) 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
(22) 自営電気通信設備	電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者または第16条第1項の届出をした者をいいます。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
(23) 協定事業者	NTT東日本と相互接続協定を締結している電気通信事業者
(24) 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定にもとづき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定にもとづき課税される地方消費税の額

第4条（本サービスの提供区域）

1. 本サービスの提供区域は、NTT 東日本の営業区域のうち、北海道に限定いたします。
2. 当社の本サービスに係る通信は、第1種契約者回線と利用回線との間において提供いたします。

第5条（本サービスの変更または廃止）

当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上および業務の遂行上やむを得ない場合、本サービスの一部または全部の変更または廃止をすることがあります。この場合は、書面、その他の方法をもって契約者にそのことを周知いたします。

第2章 契約

第6条（契約の単位）

当社は、ほくでん光 ハイスピードプラン または ほくでん光 スタンダードプランを利用回線とする場合に限り、本サービスを提供し、1の利用回線ごとに1の本契約を締結いたします。この場合、契約者は、1の本契約につき1の個人に限ります。

第7条（回線終端装置の設置）

当社は、利用回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置いたします。ただし、サービス転用または事業者変更（転入）により契約者となった場合は、当社は回線終端装置を設置せず、サービス転用または事業者変更（転入）の前に NTT 東日本または変更元の事業者が設置した回線終端装置を引き続き利用するものいたします。また、当社は、本契約が終了した場合または本サービスを廃止した場合、これらの回線終端装置を撤去またはその機能を停止いたします。

第8条（契約申込の方法）

1. 本契約の申込みをする場合（サービス転用および事業者変更（転入）の場合を含みます。）は、ほくでん光約款およびこの約款を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、電磁的方法、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

利用回線の契約者回線等番号、その他申込みの内容を特定するための事項

2. 当社および NTT 東日本は、テレビ視聴サービス契約のスカパーJSAT への申込みを代行するものとし、本サービスの提供を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、当社およびNTT 東日本による当該代行申込みについて、あらかじめ承諾していただきます。ただし、申込者がすでにテレビ視聴サービス契約を締結している場合は、この限りではありません。

第9条（契約申込の承諾）

1. 当社は、本契約の申込みがあった場合は、受け付けた順序に従って承諾いたします。
2. 当社は、前項にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。この場合はその理由を通知いたします。
 - （1）本サービスを提供することが技術上著しく困難な場合
 - （2）本契約の申込者が本サービスの料金もしくは工事に関する費用または当社とその他の契約にもとづく債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合
 - （3）協定事業者の承諾が得られない場合その他相互接続協定にもとづく条件に適合しない場合
 - （4）当社の業務の遂行上著しい支障がある場合
 - （5）本契約の申込者が未成年である場合
 - （6）その他当社が不適当と判断した場合

第 10 条（契約の成立およびサービスの開始日）

1. 本契約は、当社が申込みを承諾することにより成立いたします。
2. 本サービスの開始日は、原則として、当社が IP 通信網サービスの提供を開始した日といたします。

第 11 条（契約内容の変更）

1. 契約者が、本サービスの料金プラン等の変更を希望される場合は、第 8 条（契約申込の方法）に準じて申込みをしていただきます。
2. 当社は、前項の申込みがあった場合は、第 9 条（契約申込の承諾）に準じて取り扱います。

第 12 条（移転）

1. 契約者が転居先で本契約の継続を希望される場合は、当社が別に定めるところにより、本サービスの移転の申込みをしていただきます。
2. 当社は、前項の申込みがあったときは、第 9 条（契約申込の承諾）に準じて取り扱います。

第 13 条（サービス転用時の特則）

1. 申込者は、第 8 条（契約申込の方法）に定める事項のほか、転用承諾番号を明らかにして、ほくでん光契約の転用申込みと同時に申込みをしていただきます。ただし、本サービスの申込みをする場合で、すでにほくでん光契約への転用が完了しているときはこの限りではありません。
2. 第 10 条（契約の成立およびサービスの開始日）第 2 項に定める本サービスの開始日については、サービス転用の手続き完了日といたします。
3. 当社は、NTT 東日本とサービス転用資格保有者との間に成立していたテレビ伝送サービス契約をサービス転用の手続き完了をもって終了させるために必要な手続きを、そのサービス転用資格保有者に代行して NTT 東日本に対して行ないます。サービス転用資格保有者は、当社が係る手続きを行なうために必要な範囲内で、当社に申告した事項（転用承諾番号を含みます。）を NTT 東日本に提供することに承諾していただきます。

第 14 条（事業者変更時の特則）

1. 事業者変更（転入）については、次のとおり取り扱います。
 - （1）申込者は、第 8 条（契約申込の方法）に定める事項のほか、事業者変更承諾番号を明らかにして、ほくでん光契約の事業者変更（転入）申込みと同時に申込みをしていただきます。ただし、本サービスの申込みをする場合で、すでにほくでん光契約への事業者変更（転入）が完了しているときはこの限りではありません。
 - （2）当社は、他の光コラボレーション事業者と事業者変更資格保有者との間に成立していたテレビ伝送サービス契約を事業者変更（転入）の手続き完了をもって終了させるために必要な手続きを、その事業者変更資格保有者に代行して、NTT 東日本に対して行ないます。事業者変更資格保有者は、当社が当該手続きを行なうために必要な範囲内で、当社に申告した事項（事業者変更承諾番号を含みます。）を NTT 東日本に提供することを承諾していただきます。
 - （3）第 10 条（契約の成立およびサービスの開始日）第 2 項に定める本サービスの開始日については、事業者変更（転入）の手続き完了日といたします。

2. 事業者変更（転出）については、次のとおり取り扱います。

（1）契約者が事業者変更（転出）を希望する場合で、契約者からの申出があったとき、当社は、事業者変更承諾番号の払い出しを行ないます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、事業者変更承諾番号の払い出しを行なわないことがあります。

- ① 契約者以外からの申出の場合
- ② 本サービス開始前の場合
- ③ NTT 東日本が当社に対し事業者変更承諾番号の払い出しを行なわない場合
- ④ 契約者が本サービスの料金もしくは工事に関する費用または当社との他の契約にもとづく債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合
- ⑤ その他当社の業務上支障のある場合

（2）事業者変更（転出）は、第 17 条（契約者が行なう本契約等の解除）第 1 項に定める契約者が行なう本契約の解除として扱い、本契約の終了日については、事業者変更（転出）の手続き完了日といたします。

第 15 条（名義の変更）

相続その他の原因によって、新たな申込者が、それまで本サービスの提供を受けていた契約者の本契約に関するすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き、本契約の継続を希望される場合で、当社が承諾したときには、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が書面による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

第 16 条（利用の一時中断）

当社は、契約者から申出があった場合は、本サービスの利用の一時中断を行ないます。

第 17 条（契約者が行なう本契約の解除）

- 1. 契約者が本契約を解除しようとする場合は、当社に通知していただきます。
- 2. 前項に定める解除にもとづく本契約の終了日は、解除手続きが完了した日といたします。

第 18 条（当社が行なう本契約の解除）

- 1. 当社は、次の場合には、本契約を解除することがあります。
 - （1）第20条（利用停止）により本サービスの利用を停止された契約者が、その理由となった事実を解消されない場合
 - （2）契約者の手形または小切手の不渡りが発生した場合
 - （3）契約者に仮差押、差押、競売、破産、仮処分その他の強制執行の申し立てがされた場合
 - （4）契約成立後、契約者回線を設置し、または保守することが技術上著しく困難なことが判明した場合
 - （5）登録一般放送事業者が、第 1 種契約者回線の通信相手先としてその利用回線の指定を解除した場合
 - （6）ほくでん光契約が解除となった場合
 - （7）第 5 条（本サービスの変更または廃止）にもとづき、当社が、本サービスを廃止する場合
- 2. 当社は、契約者が第20条（利用停止）第1項各号のいずれかに該当する場合で、かつ、その事実が当

社の業務遂行に著しい支障を及ぼすと当社が認めたときは、前項にかかわらず、本サービスの利用停止をしないで本契約を解除することがあります。

3. 当社は、前2項により、本契約を解除しようとする場合は、あらかじめ契約者に通知いたします。
4. 当社は、明らかに本サービスを利用していない場合で、かつ、契約者へ連絡が取れないときは、本契約を解除することがあります。
5. 第1項、第2項または第4項に定める解除にもとづく本契約の終了日は、解除手続きが完了した日といたします。

第3章 利用中止等

第19条（利用中止）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの全部または一部の利用を中止することがあります。
 - (1) 当社またはNTT東日本の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ない場合（相互接続協定にもとづき協定事業者から請求があったものを含みます。）
 - (2) 第24条（通信利用の制限等）により、本サービスの利用を中止する場合
 - (3) ほくでん光 ハイスピードプラン または ほくでん光 スタンダードプランの利用を中止する場合
2. 当社は、前項によりサービスの利用を中止する場合は、あらかじめそのことを契約者へ通知またはインターネット上の当社所定のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で周知いたします。ただし、緊急やむを得ない場合または相互接続協定にもとづく協定事業者からの請求によるものである場合は、この限りではありません。

第20条（利用停止）

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、本サービスの全部または一部の利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務または当社との他の契約にもとづく債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合（支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。また、料金その他の債務に係る債権について、第30条（債権の譲渡）により同条に定める当社が指定する事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者に支払わないときといたします。）
 - (2) 利用回線等に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続した場合
 - (3) 利用回線等に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行なう検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）（以下「技術基準」といいます。）および端末設備等の接続の条件（以下「技術的条件」といいます。）に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を利用回線等から取り外さなかった場合
 - (4) 登録一般放送事業者が、第1種契約者回線の通信相手先としてその利用回線の指定を一時的に停止した場合
 - (5) 前4号のほか、この約款に反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行または当社もしくはNTT東日本の電気通信設備等に著しい支障を及ぼしまたは及ぼすおそれがある行為をした場合

2. 当社は、前項により本サービスの利用を停止する場合は、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知いたします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第4章 契約者の義務

第21条（設置場所の提供等）

1. 利用回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社が利用回線等および端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
2. 当社が本契約にもとづいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
3. 契約者は、利用回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望する場合は、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

第22条（電気通信設備の管理等）

1. 契約者は、当社が本契約にもとづき設置した電気通信設備または端末設備（あわせて以下「当社設備」といいます。）を善良な管理者の注意をもって保管するとともに、次の事項を遵守していただきます。
 - （1）当社が本契約にもとづき設置した当社設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要がある場合、自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要がある場合または当社が認める場合は、この限りではありません。
 - （2）当社設備を改造または改変するなどにより、通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - （3）当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - （4）当社設備を第三者に譲渡し、転貸し、自己もしくは第三者のための担保として提供しまたは使用させないこと。
 - （5）当社設備に故障、滅失または毀損等が生じた場合は、ただちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。
2. 契約者は、前項に違反し、または契約者の過失により電気通信設備もしくは端末設備を亡失し、または毀損した場合は、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第5章 通信

第23条（通信の条件）

契約者は、本サービスに係る通信について、その利用回線に対して1の当社が別に定める映像通信網サービスの第1種契約者回線からの通信（その第1種契約者回線からの着信に限ります。）を行なうことができます。

第 24 条（通信利用の制限等）

1. 当社は、天災事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合は、本サービスの利用を制限する措置を取ることがあります。
2. 本サービスの利用回線に接続する自営端末設備によっては、本サービスの一部が利用できない場合があります。
3. 前 2 項のほか、契約者は、当社、NTT 東日本または協定事業者の契約約款等に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合は、本サービスを利用できないことがあります。

第 6 章 料金等

第 25 条（料金および工事に関する費用）

1. 本サービスの料金は、利用料金に関する料金とし、料金表および当社が別に定めるところによります。
2. 本サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表に定めるところによります。

第 26 条（利用料金の支払義務）

1. 契約者は、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本契約の解除があった日の属する月の末日までの期間について、料金表に定める利用料金を支払っていただきます。ただし、別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
2. 第 16 条（利用の一時中断）または第 20 条（利用停止）により、利用の一時中断または利用停止があった場合でも、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。
3. 契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金を支払っていただきます。

事由	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、本サービスをまったく利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したとき。	契約者の責めとならない理由により、本サービスをまったく利用できない状態が生じたことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての利用料金。

第 27 条（工事費の支払義務）

1. 契約者は、本契約の申込みまたは工事を要する申出をし、その承諾を受けた場合は、料金表に定める工事費を支払っていただきます。ただし、工事の着手前にその契約の解除またはその工事の申出の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。
2. 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項にかかわらず、契約者はその工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額といたします。

第 28 条（割増金）

契約者は、料金または工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額といたします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第 29 条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、消費税相当額を差し引いた金額に年 14.5 パーセントの割合（閏年も 365 日として計算いたします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第 30 条（債権の譲渡および譲受）

当社は、当社が契約者に対して有する、この約款により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を、当社が指定する事業者へ譲渡する場合があります、契約者は、当該譲渡について、あらかじめ承諾していただきます。この場合、当社および当社が指定する事業者は、契約者への個別の通知を省略いたします。

第 31 条（料金の計算等）

料金の計算方法ならびに料金および工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第 32 条（料金その他の債務の存続）

当社が契約者に対して有する、この約款により支払いを要することとなった料金その他の債務は、本契約が終了した場合でも消滅いたしません。

第 7 章 保守

第 33 条（契約者の維持責任）

契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準および技術的条件に適合するよう維持していただきます。

第 34 条（契約者の切分責任）

1. 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備が利用回線等に接続されている場合であって、当社または NTT 東日本の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理を申し出ていただきます。
2. 前項の申出に際して、契約者から要請があった場合は、当社または NTT 東日本は、当社または NTT 東日本の電気通信設備の試験を行ない、その結果を契約者に通知いたします。
3. 当社は、前項の試験により当社または NTT 東日本が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合で、契約者の要請により当社または NTT 東日本の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者は、その派遣に要した費用を負担していただ

きます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額といたします。

第8章 損害賠償

第35条（責任の制限）

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合で、当社の責めとなる理由によりその提供をしなかったときは、本サービスがまったく利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、まったく利用できない状態と同程度の状態を含みます。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続した場合に限り、その契約者の損害を賠償いたします。ただし、協定事業者がその契約約款等に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。
2. 前項の場合、当社は、サービスがまったく利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの利用料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償いたします。ただし、当社の故意または重大な過失に起因する場合は、この限りではありません。
3. 前2項にかかわらず、本サービスに関連して発生した契約者または第三者の損害について、当社が賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の1月分を上限といたします。ただし、当社の故意または重大な過失に起因する場合は、この限りではありません。

第36条（免責事項等）

1. 当社は、本サービスが、契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有していること、不具合や故障を生じないこと等を含め、本サービスに関して、明示的にも黙示的にもその完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も一切行ないません。
2. 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者の動産、不動産に損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失に起因する除き、その損害を賠償いたしません。
3. 当社は、この約款等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担いたしません。
4. 契約者は、本サービスにおけるサービス品質について、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、提供区域その他の理由により変化することについて、あらかじめ承諾していただきます。

第9章 契約者情報の通知等

第37条（契約者等の氏名の通知等）

1. 契約者は、本サービスを提供する目的で当社とNTT東日本との間で契約者に関する情報を相互に通知することについて、あらかじめ承諾していただきます。
2. 契約者は、登録一般放送事業者から請求があった場合は、当社がその契約者の氏名、住所および通信履歴等を、その登録一般放送事業者に通知することについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 契約者は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託により本サービスに関する業務を行なう者に通知する場合があることについて、あらかじめ承諾していただきます。
4. 当社は、第 30 条（債権の譲渡および譲受）にもとづき当社が指定する事業者に債権を譲渡する場合、当社がその契約者の氏名、住所および契約者回線等番号等、料金の請求に必要となる情報（第 20 条（利用停止）にもとづき本サービスの利用を停止している場合は、その内容を含みます。）を当社が指定する事業者へ通知することがあり、契約者は当該通知について、あらかじめ承諾していただきます。
5. 当社は、第 30 条（債権の譲渡および譲受）にもとづき当社が指定する事業者に債権を譲渡する場合、当社が指定する事業者が当該債権に係る支払状況等の情報を当社に通知することがあり、契約者は当該通知について、あらかじめ承諾していただきます。
6. 契約者は、判決、決定、命令その他の司法上または行政上の要請、要求もしくは命令によりその情報の開示が要求された場合、当社またはNTT東日本が通信履歴等その契約者に関する情報を、その請求元機関へ開示することについて、あらかじめ承諾していただきます。

第 38 条（登録一般放送事業者からの通知）

当社は、料金もしくは工事に関する費用の適用または本サービスの提供にあたり必要がある場合、登録一般放送事業者からその料金もしくは工事に関する費用を適用するために、または本サービスを提供するために必要な契約者の情報の通知を受けることがあり、契約者は当該通知について、あらかじめ承諾していただきます。

第 39 条（契約者への連絡等）

1. 電気通信設備の設置または保守上必要な工事の実施その他本サービスの提供上必要がある場合、協定事業者等が契約者に直接連絡し、当社に代わり契約者に対応することを承諾していただきます。
2. 設置した電気通信設備に故障があると認めた場合には、協定事業者等が契約者に連絡の上、必要に応じ、契約者宅に作業員を派遣し、故障修理を実施することがあります。

第 10 章 雑則

第 40 条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の申出があった場合に、その申出を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その申出を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその申出をした契約者に通知いたします。ただし、この約款その他において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第 41 条（当社の設備維持基準）

当社は、本サービスを正常な状態に維持するよう善良なる管理者の注意義務をもって当社の設備を維持いたします。

第 42 条（利用責任）

1. 本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合または契約者が他の契約者もしくは第三者と紛争が生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑または損害を与えないものいたします。
2. 契約者が、本サービスを利用することにより、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、契約者は当社に対してその損害を賠償していただきます。

第 43 条（契約者情報の保護）

1. 当社は、本契約に関連し、知り得た契約者の情報（以下「お客さま情報」といいます。）を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほか契約者に同意を得た範囲内でのみ利用いたします。
2. 当社は、お客さま情報を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」にもとづく安全管理措置を講じて保護いたします。
3. 当社は、お客さま情報を、この約款に明示された場合または法律開示が認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含みます。）を除き、第三者に開示、提供いたしません。

第 44 条（管轄裁判所）

本サービスに関連して、契約者と当社との間で紛争が生じた場合は、札幌簡易裁判所または札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第 45 条（準拠法）

本契約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本国法を準拠法といたします。

第 46 条（技術的条件）

本サービスにおける基本的な技術事項は、NTT 東日本が定める技術的条件が適用されます。

附則

この約款は、2025 年 4 月 30 日より実施いたします。

この約款は、予告なく内容を変更する場合があります。

別紙

料金表通則

(料金の計算方法等)

1. 当社は、本サービスの利用料金を料金月（1の暦月の起算日（当社が本契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。）に従って計算いたします。ただし、当社が必要と認める場合は、料金月によらず随時に計算いたします。
2. 当社は、次の場合は、本サービスの利用料金をその利用日数に応じて日割りいたします。
 - (1) 料金月の初日以外の日に本サービスの提供の開始があった場合
 - (2) 料金月の初日以外の日に本契約を解除した場合。ただし、サービス転用または事業者変更により本契約を申込み場合で、NTT 東日本または他の光コラボレーション事業者とのテレビ伝送サービス契約の締結が2020年12月以前のときは、この限りではありません。
 - (3) 第26条（利用料金の支払義務）第3項の表に該当する場合
 - (4) 4にもとづく起算日の変更があった場合
3. 2による利用料金の日割りは、暦日数により行ないます。この場合、第26条（利用料金の支払義務）第3項の表に定める料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日といたします。
4. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1の料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

5. 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入いたします。

(料金等の支払い)

6. 契約者は、料金および工事に関する費用について、当社が定める支払期日までに、当社が指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。
7. 契約者は、料金および工事に関する費用について、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

8. 当社に特別の事情がある場合、契約者は、2月分以上の料金を、当社が定める支払期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(料金等の臨時減免)

9. 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することがあります。

料金表

1. 利用料金（月額）

区分	利用料金（税込）	備考
テレビ伝送サービス利用料	495円	「ほくでん光テレビ」の利用にあたり、スカパーJSATと別途締結していただくテレビ視聴サービス契約の月額利用料金（330円、税込）については、当社がスカパーJSATに代行して、テレビ伝送サービス利用料とあわせて請求いたします。

2. 工事に関する費用

（1）基本工事費

区分	工事費（税込）	単位・備考
ほくでん光 ハイスピードプランまたは ほくでん光 スタンダードプランと同時工事の場合	3,300 円	1 の工事ごと
ほくでん光テレビ単独工事の場合	11,550 円	1 の工事ごと
テレビ視聴サービス登録料	3,080 円	NTT 東日本のフレッツ・テレビを転用する場合、または事業者変更元のフレッツ・テレビ相当サービスを事業者変更する場合は発生いたしません。

（2）テレビ接続工事費

工事費（税込）	単位
7,150 円	テレビ 1 台

（3）その他工事費

上記以外の工事費の額については実費とし、その費用に消費税相当額を加算した額といたします。

3. 機器損害金

当社が回線終端装置または端末設備を貸与している場合で、契約者が当該回線終端装置または端末設備を紛失、毀損または当社が定める期日までに返却しなかったとき、機器損害金を当社に支払っていただきます。

なお、機器損害金は別に算定する実費といたします。